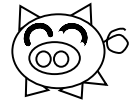


## 贈与税の概要～その3～ 贈与税の配偶者控除の特例

平成 28 年 1 月作成

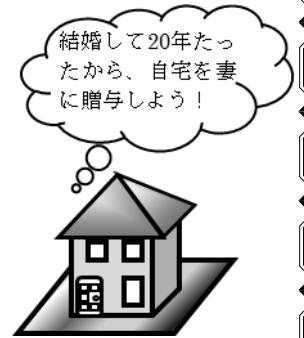


前二回は贈与税（暦年課税と相続時精算課税）の概要についてお話ししました。今回はいくつかある贈与税の特例のうち、「配偶者控除」についてご説明したいと思います。

贈与税は基本的に 110 万円の基礎控除を超える財産の贈与を受けた受贈者が申告する必要があります。しかし、自己の**居住用の不動産等を贈与された場合にこの特例を適用すると、贈与財産の評価額から 2,000 万円まで**（贈与財産の額を限度）**の額を控除することができます**。つまり贈与財産が 2,000 万円までであれば贈与税は課税されません。更に、この特例を適用して贈与を受けた財産については、**相続開始前 3 年以内の贈与であっても相続税の課税価格に加算する必要がありません**。よく基礎控除と合わせて 2,110 万円までは非課税だと解説している人がいますが、厳密には間違いです。この特例で控除されるのは 2,000 万円までですので、基礎控除の 110 万円分については、仮に贈与後 3 年以内に相続が発生すれば、相続財産に加算する必要がありますので注意してください。また、**不動産取得税等は通常通り課税されます。贈与を受ける財産が不動産である場合、その財産は土地だけでも、建物だけでも構いません**。

この特例の適用を受けるための条件は下記の通りです。

- ① 婚姻期間が 20 年を過ぎた夫婦間で行われる贈与であること
  - ② 贈与された財産が、自らが居住するための(イ)国内の居住用不動産であること又は(ロ)国内の居住用不動産を取得するための金銭であること
  - ③ 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに贈与により取得した国内の居住用不動産または金銭で取得した国内の居住用不動産に贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること
  - ④ 次の書類を添付して贈与税の申告をすること
    - (イ) 財産の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
    - (ロ) 財産の贈与を受けた日から 10 日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
    - (ハ) 贈与を受けた居住用不動産又は金銭で取得した居住用不動産の登記事項証明書
    - (ニ) 上記(ロ)に記載されている住所がその居住用不動産の所在地でない場合にはその居住用不動産に居住を開始した日以後に作成された住民票の写し
    - (ホ) 贈与を受けた財産が不動産である場合にはその不動産を評価するための書類
- なお、この特例は同一の配偶者からの贈与については一度しか適用することができないため、この特例を受けた後に別の場所に引っ越すからもう一度この特例を受けるということとはできません。また、この特例を適用した額が 1,000 万円だったからと言って、翌年以降に残りの 1,000 万円分を利用するということもできません。逆に言うと、この特例を受けた者が一度離婚して、別の者と再婚した場合、その再婚相手からは婚姻期間 20 年経過後にこの特例を受けることはできます。気の長い話ですが・・・



最後に、**贈与を受けた年に相続が発生した場合、相続税の申告に際して、上記の必要書類を添付した申告書を提出すれば、この特例を受けることができます**（相続税の課税価格に加算する必要はない）ので、このような場合は忘れずに申告するようにしましょう。